最終更新日：2015年12月18日

小野建株式会社
代表取締役社長　小野　建
問合せ先：取締役管理統括本部長　小野　信介
証券コード：7414
http://www.onoken.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、急激な経営環境の変化に迅速かつ的確に対応し、常に新しい価値の創造に努め業績の向上を目指しております。このため、社内管理体制の充実を図るとともに、法規遵守と株主尊重の意識を徹底し、適切に情報の開示を行うことにより経営の透明性をはかっていくことを今後さらに推進していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

・補充原則１－２（４） 議決権行使プラットフォーム利用、招集通知の英訳
当社の株主構成等を勘案したうえで、現時点においては議決権の電子行使の採用及び英文による招集通知の作成を行っておりません。今後、必要に応じての検討課題と致します。

・補充原則４－２（１） 業績連動報酬、株式報酬の適切な割合設定
現在、当社においては、自社株報酬など中長期的な業績と連動する役員報酬制度は導入しておりませんが、毎年の業績に応じた業績連動報酬を実施しております。

・原則４－８ 独立社外取締役の有効な活用
当社は、現在、社外取締役を選任出来ておりませんが、独立社外取締役が2名以上となるよう、来年度に向けて候補者を検討しております。

・原則４－９ 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社は、会社法および東京証券取引所が定める基準をもとに、取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定いたします。

・補充原則４－１１（３） 取締役会全体の実効性の分析・評価
取締役会全体の実効性の分析・評価およびその開示については、今後の検討事項とします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

・原則１－４ いわゆる政策保有株式
当社が保有する上場株式は原則売買の対象とはせず、投資有価証券として長期的な政策保有の方針としております。
主要保有株式については、取引関係があり、さらなる取引深耕を図る観点から保有しております。
また、政策保有株式に係る議決権の行使について、画一的な対応基準は策定しておりませんが、個別に議案内容を厳格に検討し、会社業績等内容を総合的に判断して適切に対応しております。

・原則１－７ 関連当事者間の取引
当社の取締役会規程において、関連当事者間の取引を行う場合は取締役会の決議事項と定めており、取締役全員にその内容を周知徹底をさせております。ただし、これまで関連当事者間の取引の実績はありません。

・原則３－１ 情報開示の充実
（１）経営理念等、経営戦略、経営計画
「存在感のある企業」であり続ける事を経営理念としており、事業報告書に基本戦略、剰余金の配当等の決定に関する方針を開示しております。

（２）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書の「1.1.基本的な考え方」に記載しております。

（３）取締役等の報酬を決定するに当たっての方針と手続
定時株主総会後の取締役会にて報酬限度額の範囲内で取締役の各報酬額を決定しております。

（４）取締役会が役員候補者の選任を行うに当たっての方針と手続
取締役候補者の選任に当たっては、各業務に精通し企業価値の向上に対する貢献度等を考慮し、取締役会で決定いたします。
監査役候補者の選任に当たっては、監査業務に精通し企業価値の向上に対する貢献度等を考慮し、監査役とも協議を行い取締役会で決定いたします。

（５）経営陣幹部の個々の選任・指名理由
取締役候補者ならびに監査役候補者の選任理由については、株主総会参考書類の議案に略歴等を説明し開示いたします。

・補充原則４－１（１） 取締役会に対する委任の範囲
当社の取締役会は、定款および法令に定めるもののほか、取締役会において決議する事項を「取締役会規程」において定めております。

・補充原則４－１１（１） 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方
現在、当社取締役会の構成人員は8名で、経営全般、経理財務、総務関係、営業関係、法律・税務関係それぞれに知識・経験・能力に優れたメンバーでバランス良く構成されております。

・補充原則4－11(2)　役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況
取締役・監査役の兼職は、当社業務の責務を果たすに必要な時間・労力を確保するため、合理的な範囲に留めています。当社の社外監査役は他の上場会社の役員の兼任はしておりません。また、取締役会及び監査役会への出席状況を株主総会招集通知の事業報告で開示しています。

・補充原則4－14(2)　取締役・監査役のトレーニングの方針
当社では、取締役及び監査役に対し適宜必要な社内外での研修や法令改正等などの情報提供を行い、取締役及び監査役の知識や能力の向上をはかっております。

・補充原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針
株主との対話については、IR担当役員ならびに管理統括本部が窓口となり対応することになっております。また、株主からの意見や要望については、当社経営に資すると判断されるものは全て取締役会にて適切かつ効果的にフィードバックして情報を共有し、取締役会は実現に向け前向きに対応します。なお、IR担当役員は勿論のこと、窓口となる管理統括本部は、株主との対話に際してインサイダー情報を十分認識し、従来から対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
オーエヌトラスト株式会社	1,509,000	7.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,273,500	5.99
小野　哲司	636,500	2.99
小野　建	616,000	2.89
小野　信介	616,000	2.89
小野　明	615,600	2.89
小野　哲也	537,000	2.52
小野　多美子	531,000	2.49
小野　典子	531,000	2.49
株式会社福岡銀行	467,000	2.19

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査ならびに内部統制業務は監査室が担当し、監査室長以下十分な業務知識を持つ2名の体制で行っております。監査室は、各拠点毎に年2回程度を目処に実地監査を実施しており、業務の平準化と効率化ならびに管理体制のチェックを主に行っております。
また、監査役または会計監査人と相互に適時適切な会合を持ちながら、意見交換・情報の伝達を行い、適正かつ効率的な監査を行うべく連携を密にしております。
監査役3名は、取締役会への出席および監査役会の開催ならびに重要な書類の閲覧等を行うことにより、より公正な監査が実施できる体制となっております。なお、常勤監査役西政勝は、経理部門で経験を積んでおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
また、社外監査役として積極的に弁護士2名を登用し、独立性を確保するとともに近年の複雑化する経営環境のなかで法律家の見地からのアドバイスも受けることにより、経営に対する監視・監査機能を果たしております。
また、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役2名を選任しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
古庄　玄知	弁護士													
山上　知裕	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役

e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
古庄　玄知	○	―――	近年の複雑化する経営環境のなかで、法律家の見地からのアドバイスを受け、法規遵守の徹底と、経営に対する監視・監査機能の強化をはかるため選任しております。また、証券取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生ずる恐れが無いと判断しております。
山上　知裕	○	―――	近年の複雑化する経営環境のなかで、法律家の見地からのアドバイスを受け、法規遵守の徹底と、経営に対する監視・監査機能の強化をはかるため選任しております。また、証券取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生ずる恐れが無いと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

中長期的な観点から業務運営を行うことが必要と考えており、現在インセンティブ付与に関する施策は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬　223百万円を支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額において、取締役の報酬限度額は、平成26年6月27日開催の第65期定時株主総会において年額6億円以内、監査役の報酬限度額は、昭和63年9月30日開催の第39期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいており、各取締役の報酬額は取締役会にて、各監査役の報酬額は監査役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役に対する事務窓口として、管理統括本部総務部が担当し、社外監査役に対するサポート体制を整えております。また、社外監査役は、監査役会は無論のこと取締役会にも出席し、積極的に意見を述べるとともに、決算書類等の書面監査を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)現状の体制の概要

当社は監査役制度採用会社です。取締役は8名、監査役は3名で、うち2名が社外監査役(独立役員2名)であります。

(2)取締役会および業務執行の状況

取締役会を適宜開催し、経営施策の迅速な決定をはかるとともに、セグメント別ブロック会議において指示を徹底し業務執行を円滑に行える体制を確立しております。

(3)内部監査および監査役監査の状況

監査・監督面において、監査室と監査役ならびに会計監査人とが連携を取り、合同で監査を実施するなど情報の共有化による監査効率の向上をはかっております。

(4)会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、森行一氏(継続監査年数7年以内)、渋田博之氏(継続監査歴7年以内)であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。また、当社の会計監査業務にかかる補助者は14名であり、適正な情報の提供と企業会計の基準に準拠しての監査を行い、経営状況の把握を行っております。なお、会計監査人と当社との間には、利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役の採用や執行役員制度の導入には至っていないものの、取締役会を適宜開催しております。内部監査室は各営業拠点ならびにグループ会社を監査しております。ブロック会議は情報交換の手段として適宜開催しております。

上記の体制を採用する理由は、取締役会の頻度を上げることにより業務執行機能の効率性と公正性を高め、迅速かつ的確な意思決定をはかる目的です。内部監査室は監査役ならびに会計監査人と連携することによりコーポレートガバナンスの強化につながるものと考えております。ブロック会議は取締役会で決定した営業方針とエリア別の情報を共有することにより最善の店舗運営につながると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日前の招集通知早期発送に努めております。
その他	株主総会では、事業報告等の説明において大型スクリーンを用いたビジュアル化を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	各証券会社支店等において、個人投資家向けの説明会を年数回開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期および通期決算期に、アナリスト・機関投資家向けの説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	四半期決算を含め決算状況の開示、ならびに各種公告の掲載および決算以外の適時開示資料の掲載も行っております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理統括本部総務部内に担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	プライバシー・ポリシー（個人情報保護方針）のもと、適正な情報保護を実現することを目的として個人情報保護規程を策定しました。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護方針のもと、規程の整備とともに社員の研修も実施し、管理体制の強化をはかっております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役ならびに使用人がその職務執行にあたり、法令および定款に適合しかつ円滑な運用ができる体制確保を目的として内部統制システムを構築してまいります。

特に情報管理につきましては、決算情報ならびに重要な会社情報が生じた場合には、すべて管理統括本部へその情報を集約し、管理統括本部長を経由して社長へ報告した後、取締役会の承認を経て公表しております。また、公表と同時に各本支店長ならびに子会社の社長を経由して全役職員にその情報の周知徹底をはかっております。

監査役会は、会社情報に関して取締役会において意見を述べ、経営監視機能の強化をはかり、監査室は発生事項に関しての助言・勧告を行い社内業務の適正化をはかっております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係については、社会的責任および企業防衛の観点から、一切の関係を持たず、警察等関連機関とも連携し、毅然とした態度で対応してまいります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

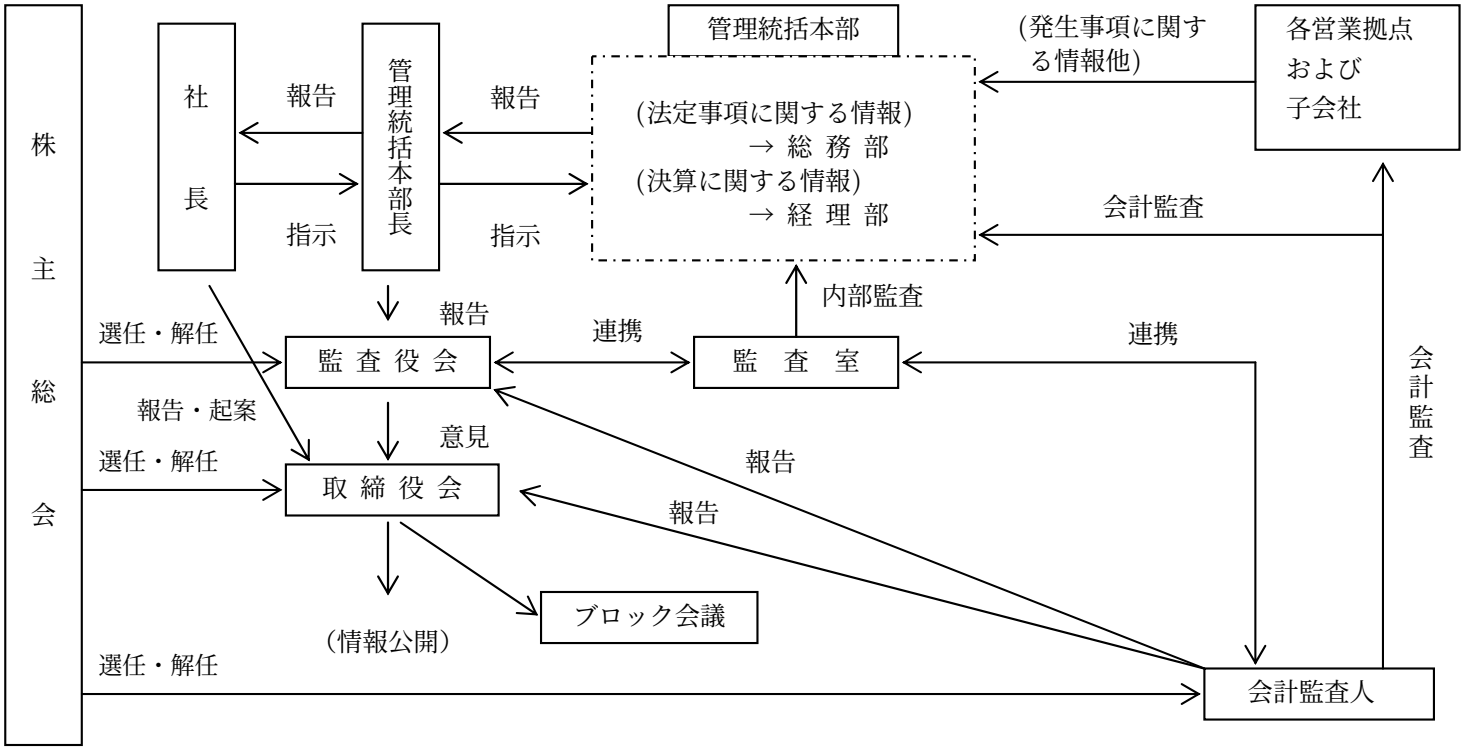
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――


株主総会
社長
報告
指示
管理統括本部長
報告
指示
管理統括本部
(法定事項に関する情報)
→ 総 務 部
(決算に関する情報)
→ 経 理 部
(発生事項に関する情報他)
各営業拠点
および
子会社
会計監査
内部監査
選任・解任
報告
監 査 役 会
連携
監 査 室
連携
会計監査
報告・起案
意見
選任・解任
取 締 役 会
報告
報告
ブロック会議
(情報公開)
選任・解任
会計監査人